

議案第80号

三朝町税条例の一部改正について

次のとおり三朝町税条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成30年12月10日

三朝町長 松 浦 弘 幸

三朝町税条例の一部を改正する条例

三朝町税条例（昭和45年三朝町条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後			改正前		
<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第34条の7 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 法第314条の7第1項第4号の条例で定める住民の福祉の増進に寄与する寄附金は、鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号）第24条の4第4項に規定する寄附金のうち、次の表に掲げる法人に対する同表の右欄に定める期間内に支出された寄附金とする。</p>			<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第34条の7 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 法第314条の7第1項第4号の条例で定める住民の福祉の増進に寄与する寄附金は、鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号）第24条の4第4項に規定する寄附金のうち、次の表に掲げる法人に対する同表の右欄に定める期間内に支出された寄附金とする。</p>		
名称	主たる事務所の所在地	期間	名称	主たる事務所の所在地	期間

略		
特定非営利 活動法人ハ ーモニィカ レッジ	八頭郡八頭 町才代299	平成30年1月 1日から平成 34年12月31日 まで
特定非営利 活動法人十 人十色	鳥取市用瀬 町安蔵991	平成30年8月 1日から平成 35年7月31日 まで

略		
特定非営利 活動法人ハ ーモニィカ レッジ	八頭郡八頭 町才代299	平成30年1月 1日から平成 34年12月31日 まで

附 則

この条例は、公布の日から施行する。